開発行為の解釈取扱

　安城市においては、都市計画法の開発行為のうち「土地の区画形質の変更」の解釈取扱を次のとおり運用しています。

都市計画法の開発行為とは、建築物の建築等の目的で、土地の「区画」「形状」「質」のいずれかを変更する行為とします。

「区画の変更」

〇道路等公共施設の新設等

「形状の変更」

　〇１メートル超の盛土又は２メートル超の切土を行う場合（部分的に超える場合であっても対象）

　〇盛土により高さ１メートルを超えるがけを生ずる場合

　〇切土（盛土を同時に行う場合を含む。）により高さ２メートルを超えるがけを生ずる場合

「質の変更」

〇農地等宅地以外の土地を宅地とすること

以下は「質の変更」の**対象外（「形状の変更」「区画の変更」が無ければ、許可不要（市街化調整区域では原則建築許可））**

　　◆宅地化の面積が**５００㎡未満**の場合

　　◆区画整理事業の仮換地指定・換地処分が行われた土地

　　◆１年以上雑種地であった場合

　※　取扱の詳細は、お問い合わせください。また、この取扱は、安城市において適用されるものですので、他行政庁の取扱は、それぞれの行政庁にお問い合わせください。

（問い合わせ先　安城市役所建設部建築課開発指導係　0566-71-2241（直））